

反社会的勢力の排除について

株式会社スマートエナジー
蓄電池セミナー事務局

1. 利用者および当社は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明するとともに、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者および当社は、自ら又は第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力を用いて、利用者の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約いたします。
3. 利用者および当社は、相手方が前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引の継続が不適切である場合、本利用契約を何ら催告することなく解除することができます。この場合、解除権を行使した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げません。
4. 利用者は、当社の再委託先が暴力団員等又は第1項各号のいずれかに該当する者であることが判明した場合、当社に対し、相当の期間を定め、再委託先との契約の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができます。
5. 利用者は、前項の規定により、当社に対し必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、当社が正当な理由なくこれを拒否し、取引の継続が不適切である場合、本利用契約を何ら催告することなく解除することができます。この場合、当社は利用者の当社に対する損害賠償の請求を妨げません。
6. 利用者および当社は、第3項又は前項の規定により本利用契約を解除した場合、相手方に損害が生じて、何らこれを賠償又は補償することを要しないものとします。

以上